

川崎市ぼうさいライブラリー実施要綱

(平成19年1月12日局長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の防災意識の高揚と防災活動の推進を図ることを目的として、危機管理本部危機管理部が所有するDVDなどの防災事業関連資料（以下「ぼうさいライブラリー」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 ぼうさいライブラリーを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住又は勤務する者
- (2) 市内に所在する学校の関係者
- (3) 市内の公共的団体、企業等の関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(利用手続き)

第3条 ぼうさいライブラリーを利用する者は、ぼうさいライブラリー利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用数)

第4条 利用数は、1回3点までとする。

(利用期間)

第5条 利用期間は、2週間とする。ただし返却日が閉庁日にあたるときは、その翌開庁日までとする。また、利用の延長に相当の理由があると認められるときは、この限りではない。

2 利用に伴う貸出し及び返却の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(利用順位)

第6条 利用順位は、原則として受付番号の順とする。

(利用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを行わないこととする。

- (1) 公務の都合上、支障があると認められるとき。
- (2) その他貸出しが適当でないと思われるとき。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借り受けた物件のき損等の防止に努めること。
- (2) 利用後は、借り受けた物件にぼうさいライブラリー返却確認書（第2号様式）を添えて返却すること。又、紛失、き損したときは、返却時の状態を記載し、危機管理本部危機管理部の指示に従うこと。
- (3) 借り受けた物件を転貸してはならない。
- (4) 借り受けた物件を複製しないこと。
- (5) 借り受けた物件は、会費等を徴収して上映しないこと。

(費用)

第9条 利用は無料とする。

(破損又は紛失した場合の措置)

第10条 利用者が故意又は過失によりぼうさいライブラリーを紛失、き損したときは、利用者に対して修復又は購入に必要な費用のうちの相当額を請求するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

(事務)

第11条 ぼうさいライブラリーに関する事務は、主として危機管理本部危機管理部が行う。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事務は、区役所が協力して行うものとする。

(1) 利用相談への応対

(2) 利用申請書・返却確認書の受理

(3) 物件の貸出し・返却

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は危機管理監が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年 1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。